

公立大学法人秋田県立大学における求職者等に対する セクシュアルハラスメント防止に関する基本方針

1 はじめに

公立大学法人秋田県立大学（以下「本法人」という。）は、「21 世紀を担う次代の人材の育成」及び「開かれた大学として秋田県の持続的発展への貢献」を大学の基本理念として掲げ、その実現を担う優秀な人材を広く確保するため、採用選考その他の活動に関わる全ての求職者等の基本的人権と個人の尊厳を尊重し、公平・公正な選考を行います。

仮に、本法人の採用活動に際し、性的な言動により個人の尊厳を深く傷つける行為があれば、求職者等の求職活動は阻害され、高等教育機関としての本法人の社会的信頼も著しく損なうことになります。

本法人は求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止を役員及び教職員（以下「役職員」という。）に徹底させ、求職者等が安心して求職活動に臨める環境を確保してまいります。

2 対象となる求職者等

本方針において「求職者等」とは、次に掲げる者をいいます。

- ・ 本法人への就職を希望する者（本法人の求人への応募者及び応募検討者をいい、採用面接、事前相談、職場訪問等への参加者を含む。）
- ・ 本法人が実施する採用説明会への参加者
- ・ 本法人が実施するインターンシップその他就業体験プログラムへの参加者

3 求職者等に対するセクシュアルハラスメントに該当する行為の例

以下の行為には、SNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

なお、以下は例示であり、これらに限定されるものではありません。

（1）性的な内容の発言

- ア 性的な冗談又は質問
- イ 容姿に関する不適切な発言
- ウ 交際又は性的関係を求める発言

（2）不適切な勧誘又は接触

- ア 私的な食事又は飲酒への誘い
- イ 採用又は評価と関連付けた私的な接触
- ウ 業務上必要のない身体的接触

4 ガイドラインの遵守

本法人は、求職者等が安心して採用選考等に参加できるよう、面談の実施ルールや連絡手段等を定めた「採用活動等に関するガイドライン」を策定し、役職員に周知徹底します。

役職員は、当該ガイドラインに基づき、透明性の高い公正な採用活動を遂行します。

5 違反者への厳正な処分

採用選考等において、求職者等に対するセクシュアルハラスメントの事実が確認された役職員に対しては、就業規則等に基づき、懲戒処分等を含む厳正な処分を下します。また、当該役職員を即座に全ての採用選考業務から除外します。

6 相談窓口及びプライバシー保護

本法人の採用活動等に関して不適切な言動を受けたり不安を感じたりした場合には、速やかに下記の窓口へご相談ください。

【専用相談窓口】 秋田キャンパス総務・施設チーム（ハラスメント対策室担当）

【専用電話】 018-872-1708

【E-mail】 stop-harassment@akita-pu.ac.jp

相談者のプライバシー及び秘密は厳重に保護されます。また、ハラスメントの相談や事実調査への協力を理由として、採用選考において不利益な取扱いを受けることは一切ありません。

令和8年10月1日 公立大学法人秋田県立大学 理事長